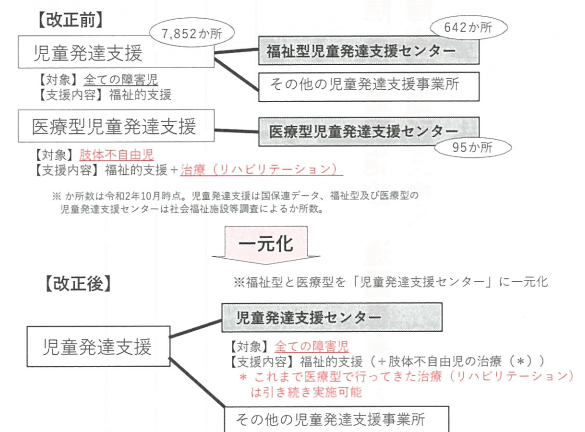


スを「障害児通所支援」、入所サービスを「障害児入所支援」としました。障害の種類にかかわらず、身近な地域での支援を受けられることがめざされていきます。

### ■障害児通所支援とは

児童福祉法の第6条の2の2では、障害児通所支援は「児童発達支援、放

図2 2024年児童福祉法改正による児童発達支援の一元化



（出典：こども家庭庁こども家庭審議会 第1回障害児支援部会（2023年6月28日）資料をもとに筆者作成）

### さらに深める

#### ★1 障害児支援利用計画のあり方と相談支援体制

障害児支援利用計画とは、障害がある子どもが障害児通所支援である「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を利用する際に立てるケアプランです。それぞれのニーズに合わせてオーダーメイドで作成されるべきものです。しかし、障害児相談支援を実施する事業所が少なかったり、そもそも相談支援専門員の確保が十分でなかったりする自治体においては、市町村が相談を受けながら、保護者が作成している場合もあります。

本来であれば、専門性をもった相談員によって作成し、多職種連携のためのケア会議や定期的なモニタリングなどを経ることが望まれます。地域における相談支援体制の整備を図る必要があるといえます。

課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援」と規定されています。以下、具体的に説明します。

・児童発達支援とは、障害がある子どもを通所させ、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得ならびに集団生活への適応のための支援などと、治療が必要な場合には治療も行うと規定されています。対象は未就学の障害がある子どもであり、以前は児童発達支援は「児童発達支援」「医療型児童発達支援」に分かれており、児童発達支援センターも「福祉型」と「医療型」に分かれていましたが、2022（令和4）年の児童福祉法の一部改正により一元化され、2024（令和6）年に施行されています（図2）。

・放課後等デイサービスとは、就学している障害がある子どもに対して、授業の終了後または休業日に通所し、

#### ★2 児童発達支援と放課後等デイサービスの現状

「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れは、それまで営利目的の事業者の参入を拒んできた福祉サービスを多様な主体が入ってくることを意味していました。障害者や障害児へのサービス供給主体においても、民間営利団体や事業者の参入が起りました。2012年の法改正（制度の一元化）以降、児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所数はかなりの増加となり、2012年には約3000か所ずつだったものが、2024年には児童発達支援は約1万5000か所、放課後等デイサービスにおいては、2万2000か所を超えています。少子化のなかで、右肩上がりによる事業所数が増えていることをどのように考えたらいいか。職員の専門性や質の確保の課題もいわれています。

### さらに深める★3

生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進などを供与すると定められています。

・居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害等によって児童発達支援や放課後等デイサービスに行くことに著しく困難がある場合、子どもの居宅を訪問して、日常生活における基本的動作および知識技能の習得ならびに生活能力の向上に必要な支援等を供与するとされています。

・保育所等訪問とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設（保育所や学校、社会的養護を行う施設等）に通所している子どもに対して、その施設等の場に訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援などを供与すると定められています。

今回は、支援を利用している子どもや家族の状況、地域での他機関・多職種との連携、これからの課題について、解説します。

#### ★3 児童発達支援センターの役割と地域支援

同改正で、児童発達支援センターは「地域の障害児支援の中枢を担う機関」として位置づけられました。2023（令和5）年には地域障害児支援体制強化事業（以下、強化事業）として具体的に展開されていきました。強化事業の実施要綱では、「児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障害児支援の質の向上や、保育所等への巡回支援を実施し、気になる段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図ることを目的とする」とされています。

地域で生活する障害がある子どもや家族の支援機能だけでなく、専門職の質の向上も含め、地域全体の体制整備に資することが期待されています。